

2011（平成23）年11月4日

法教育推進協議会（第26回）

「法教育への取組について」

～世界一受けた法教育の授業をめざして～

福岡県弁護士会 法教育委員会 委員

九州弁護士連合会 法教育に関する連絡協議会 委員

弁護士 春田 久美子

第1 法教育の持つ意義及びその魅力（教育的効果） 【別紙①】

1 “法教育” という言葉自体のとっつきにくさ

→ “法” “司法” のもつ意義・役割・機能に着目して考えてみる

= 法や司法に関する素材をテーマにして行う授業（law - related - education）

* 「消費者教育」、「司法教育」は法教育か？

* 単純に知識等を教える教育との違いとは？（←ある高校教師の疑問）

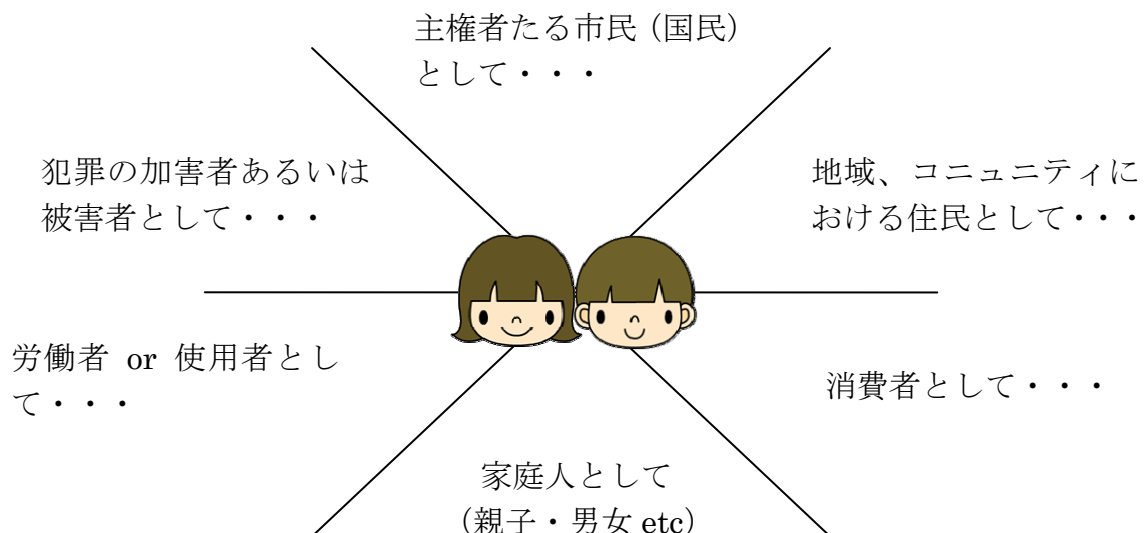
2 法教育の目指すものとその教育効果

→ どういう子供たちを育てたいのか [目指す子供たちの像]。

法教育の授業を通じて伝えたいことは何なのか。

(1) 「生きる力」「思考力・判断力・表現力等」

= 子供たちが、①自分で考え（思考力）、②根拠を以て結論を導き出し（判断力）、③自分の考え等を他者に分かるように伝える（表現力）こと。④異なる意見の存在を知り、⑤対話やコミュニケーションをしながら、⑥問題を解決していける、あるいは解決に向かって努力する能力。主体的に学習に取り組めるように。



(2) 「対立・合意・効率・公正」 or 「幸福・正義・公正」などの価値（←物事の見方・考え方）

(3) 新学習指導要領及び教科書のこと

3 私が考える法教育の魅力（素材がふんだんに提供できる。テーマとして適切）

第2 私自身の法教育への取組の例（⇔一体、何を、子供たちに伝えたいのか）

【別紙②】

1 模擬裁判

(1) 子供たちに伝えたいこと

「正解は一つじゃない」「立場や視点が異なれば意見も異なりうる」「単純には割り切れないコトが現実の世の中にはある」「大事な意思決定の場合であればなおさら様々な葛藤を味わうことになる」



子供たちに必ず伝える言葉として、

『ドンドン悩んでみてね!』『間違ってるとかは気にしないで』

* 「裁判の仕組みそのもの」「裁判をめぐる諸原則」「裁判員裁判」に関する授業。「真犯人は本当に被告人なのか（有罪 or 無罪）？」を考える、あるいは量刑を決めるバージョン等複数の授業案あり。

(2) 子供たち（等）の反応

(3) 実践した学校現場の反応・感想

【別紙③】

2 ルールについて考える授業

(1)① 校庭の使い方をめぐるもの。係決め [給食の後片付け当番の決め方]、席替えのやり方をめぐるもの。

② 遊びを通して、身をもって、ルールの大切さを実感し、それを自ら編み出していく経験をさせるもの。

③ 野良ネコ（公園ネコ）のエサやりをめぐるもの。（→地域の大人たちが下した実際の解決法）

(2) 「道徳」との違いは？

(3) 校則についての授業等（生徒指導主事研究会での“規範意識の醸成”をテーマにした授業のオファー）

- 3 契約について考える授業
 - ① 悪質商法を題材にするもの。
 - ② 未成年者ゆえに起こり得る消費者被害をテーマにするもの（ケータイをめぐる消費者被害の低年齢化の現実を前提に←ルールを考えるもの）。
 - ③ 労働契約等を素材に、憲法の授業として行うもの（思想信条の自由 VS 営業の自由を考える）。

- 4 現代的かつタイムリーな（法律）問題を素材にした授業
 - ① ネットがらみのいじめの問題として扱うもの→人権に思いを巡らせる授業）。
 - ② 防犯カメラ（犯罪防止）VS プライバシー（肖像権や行動の自由）。
 - ③ アイドルグループAKB48の総選挙から選挙の意義、一票の価値を考える授業。 【別紙④】

- 5 社会科見学（校外学習）的な授業とのミックス（点だけでは終わらない法教育） 【別紙⑤】

第3 法教育の普及・推進のためのいくつかのアイデア

←学校現場の感触・マスメディア等の反応から思うこと

- 1 法教育で目指すものの内容の確認等とそれに対応した教材の準備

- 2 授業を実践するにあたってのカリキュラムへの位置づけの問題

- 3 反応の良いお誘いの仕方
 - (1) 言語能力やコミュニケーション能力の向上
（社会以外に国語や総合学習、道徳、家庭科等、PTAとのコラボ企画として）

 - (2) シチズンシップ教育として

 - (3) キャリア教育の視点（法律専門家と直接接することによる子供たちの興味と刺激。就業・学習への意欲）

 - (4) 消費者教育（地方行政活性化基金の使途等・・・福岡県の場合）

 - (5) 学校のカリキュラムの中に組み込める授業例の呈示（憲法〔人権等〕の学習）

- 4 学校現場に既に存在する仕組み等の利用
 - (1) 新学習指導要領の解説そのもの

* 「教育課程説明会」で法教育の授業例等を紹介したら、との御提言

(2) 国立教育政策研究所と各都道府県毎に存在する教育センターとのタイアップ

* 基本研修、都道府県独自の研修、職務内容に応じた研修

* 小学校・中学校指導主事会、日本社会科教育学会・日本公民教育学会 e t c

(3) 教員免許更新の際のカリキュラムに入れる

(4) 教科等研究会、校長会・教頭会、教務主任主事、各指導主事研究協議会、教育委員会と教育事務所のシステム

(5) 教育大学の授業に如何に組み込むか

5 学校現場の実態に即した効果的な方法（アイデアいくつか）

(1) 学校現場に、一般的かつ広範囲に普及している出版物等の利用（日本教育新聞 [日本教育新聞社・月4回発行]、内外教育[時事通信社・週2回発行]、週刊教育資料[日本教育新聞社・週刊] e t c）

(2) 押し寄せる書類の数々→文科省、教育委員会経由の通知文書（公文書）

【別紙⑥】

(3) 教科書会社とのタイアップ（職員室等への出入りの状況等）

(4) 教員向けのイベント等（夏休み、明日からの授業にすぐ使える）

(5) 学校現場のタイムリーな関心事と絡めて

（道徳教育 [規範意識]、新しい公共、社会参画、トピックとしては裁判員裁判、言語活動の充実 e t c）

(6) 都道府県毎のオリジナルな企画等（福岡県のアンビシャス運動、教育力向上福岡県民運動）

6 メディアの利用

(1) 新聞（N I E 組織等とのコラボ）

【別紙⑦】

(2) テレビ（『日本賞』 [音と映像による教材コンテンツとしての開発]）

(3) ラジオ

(4) ケーブルテレビ等

7 他の「☆★教育」の活動内容の調査（例；経済教育、消費者教育、金融教育）

【別紙⑧】

8 地元の学校現場とのつながりを強化（テーマを決めて）
→教員向けのイベントのバージョンアップ（調査官直々による説明会等と授業例の紹介等）

第4 今、感じている課題と克服すべきいくつかのこと

1 まずは実践→ファンをつくる→リピーター、口コミの効果

2 一年間に一単元（50分）の壁を突破する

3 マスコミ（教育担当の記者や編集委員等）にも法教育のファンを作る

第5 今後やってみたいこと（希望）

1 商業高校での授業（実学としての授業に絡めて）模擬裁判（模擬労働審判等）金融教育・消費者教育・労働（働くことに関連するもの）

2 各地の公民館（生涯教育としての消費者教育）

3 授業参観として、保護者（大人）を巻き込んだ子供たちと一緒に考える企画

4 NIEとコラボした授業例の実践

5 教材開発等（汎用性の高い教材の開発とキャラバン隊構想）

6 実践法教育研究会（模擬交渉）



〒810-0042

福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル 405号

福岡エクレール法律事務所

弁護士 春田 久美子

TEL 092-762-1771

FAX 092-762-1770

E-Mail info@harutakumiko-law.com